

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	京都府木津川市

木津川市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 木津川市建設部農政課

所 在 地 京都府木津川市木津南垣外 110 番地 9

電 話 番 号 0774-72-0501

F A X 番 号 0774-72-3900

メールアドレス nosei@city.kizugawa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	[獣類] イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル 小型獣類(アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・アナグマ・タヌキ) [鳥類] カラス・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・キジバト
計画期間	令和8年度 ～ 令和10年度
対象地域	木津川市内全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和7年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	被害面積(a)	被害額(千円)	品目
[獣類] ・イノシシ ・ニホンジカ ・ニホンザル ・小型獣類 (アライグマ、ハクビシン ヌートリア、アナグマ、 タヌキ)	309 147 75 91	7, 630 8, 408 4, 109 7, 899	水稲、野菜 果樹、花き、茶 ほか
[鳥類] (カラス、ムクドリ、ヒヨドリ キジバト、ドバト)	23	2, 389	
合 計	645	30, 435	

(2)被害の傾向

[獣類]

○イノシシ(被害時期:生育期・収穫期)

発生場所:梅谷・鹿背山・当尾・瓶原・法花寺野・高田・観音寺・山田・上狛・椿井・北河原・平尾・綺田・神童子)

現在、広域柵を設置した地区については被害額が減少しているが、他の地区は被害場所が拡大し被害額も増加している。

竹林における筍や収穫前の水稲、イモ類等の被害が発生している。

○ニホンジカ(被害時期:生育期・収穫期)

発生場所:梅谷・鹿背山・当尾・瓶原・大野・法花寺野・山田・上狛・椿井・綺田・神童子)

現在、広域柵を設置した地区については被害額が減少しているが、他の地区は被害場所が拡大し被害額も増加している。

市街化区域における目撃情報や、鹿を原因とする交通事故も報告されている。

また、水稲においては、田植え直後の苗の食害が発生している。

○ニホンザル(被害時期:生育期・収穫期)

発生場所:鹿背山・大野・観音寺・当尾・瓶原・高田・上狛・椿井・平尾・綺田・神童子)
集落周辺に農地や自家菜園が点在しており、集落への集団出没頻度が高く、農作物被害が増加している。人慣れが進み、人家への侵入、収穫した野菜の食害、糞尿など人家への被害も発生している。市内には、4群(和束B群 約150頭、加茂A群 約70頭、山城A群 約40頭、山城B群 約30頭)が存在する。全ての群れにおいて、市街化区域での出没もあり、サルによる被害区域の拡大が懸念される。令和3年度には新たな群れである山城B群(約30頭)が確認されている。

○小型獣類(アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・アナグマ・タヌキ)

(被害時期:生育期・収穫期 発生場所:木津川市全域)

個体数が増加していると見込まれ、被害地区が拡大し、農作物の被害も増加している。

市街地での目撃情報や家屋等への侵入なども発生し生活環境被害も増加している。目撃情報も多発し、農家からの被害報告を受けている。今後、農作物被害額の増加が懸念される。

[鳥類]

○カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト、キジバト

(被害時期:生育期・収穫期 発生場所:木津川市全域)

畑、果樹園などで被害が発生している。市内には柿やブドウの産地があり、有効な対策が求められる。果樹のほか、野菜や豆類の被害も同様に発生しているが有害捕獲の継続により、被害規模は減少している。

(3)被害の軽減目標(3割減)

指 標	現状値(令和7年)		目標値(令和10年度)	
	面積(a)	金額(千円)	被害面積	被害金額
[獣類]				
イノシシ	309	7, 630	216	5, 341
ニホンジカ	147	8, 408	103	5, 886
ニホンザル	75	4, 109	53	2, 876
小型獣類	91	7, 899	64	5, 529
・アライグマ				
・ヌートリア				
・ハクビシン				
・アナグマ				
・タヌキ				
[鳥類]	23	2, 389	16	1, 672
・カラス				
・ムクドリ				
・ヒヨドリ				
・ドバト				
・キジバト				
合 計	645	30, 435	452	21, 304

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	現状・課題
捕獲等に関する取組	猟友会(木津・加茂・山城支部)に委託し銃器、箱ワナ及びくくりワナによる捕獲を行っている。 そのほか、市民向けに小型獣類用捕獲檻の貸出を行っている。ニホンザルについては監視、追い払い体制の整備とあわせてICT搭載の大型檻を設置し捕獲活動を行っている。また令和4年度よりジビエ利活用を推進している。	食肉処理加工施設が市内で開設したことからジビエ利活用の推進と捕獲活動が活発化傾向。捕獲者の高齢化による個体処理の負担や担い手確保に課題がある。
被害防除等に関する取組	市内で特に被害が多い地域を対象とした対策説明会を年に2回程度実施し、捕獲活動や鳥獣出没に係る啓発広報を行っている。 また、鳥類やニホンザル等の追い払いとして爆竹や花火を団体代表者へ配布している。	市の補助事業(防除施設設置、狩猟免許取得)を周知。地元市民からの要請に応じて被害区域の現地調査を行い、被害対策について指導を行う。

	比較的農作物被害の多い地域を中心にイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルに対応した WM 柵と電気柵の複合柵を設置している。	柵の経年劣化と管理不全が進み、部分的に機能していない箇所がある。
生息環境管理等に関する取組	野生動物を呼び寄せないために、住民に放任果樹や農作物残渣の除去について呼びかけを行っている。 また、耕作放棄地や藪が出没地点や隠れ家となることから刈り払いについても啓発している。	耕作放棄地の増加と、集落全体の高齢化が進み、地域ぐるみの取り組みに課題がある。

(5) 今後の取組方針

(捕獲等に関する取組)

銃器とあわせて、箱ワナ(捕獲檻)、くくりワナによる効果的方法により実施する。
ジビエ利活用の推進にともなって、食肉加工処理施設の職員を緊急捕獲事業の搬入確認の確認者として任命し、捕獲者の活動意欲の向上と個体処理に係る負担軽減を図る。
捕獲檻の整備については、イノシシ・ニホンジカ用の檻は新設、又は被害実績や地域要望に応じて現状設置しているものを移設するなどして実施する。

(被害防除等に関する取組)

防護柵設置により地域全体での被害防止に引き続き努める。集落全体の防除意識向上と地元主体の定期的なメンテナンスに取り組む。

(生息環境管理等に関する取組)

各集落単位での対策説明会を通して地域主体での取り組みを推進し、鳥獣対策の強化に努める。集落・農地の生ゴミの除去、刈り払いや餌場の除去などの集落環境の整備に努める。

(その他)

ジビエ利活用の推進の一環で食肉のほかに角や革などを活用した製品をふるさと納税の返礼品に認定することで市の産業振興へ繋げる。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・被害発生予察表に基づき、年間駆除計画をたてて猟友会(木津・加茂・山城支部)に委託し捕獲を実施する。また、銃器による捕獲については、捕獲班を組織し、特に被害の大きいイノシシ・ニホンジカ・ニホンザルに重点を置いて取り組む。
- ・また、捕獲員数の増に向けて、積極的に有効な制度等の周知を図るとともに、市の単独

事業による狩猟免許助成事業費補助金の交付を延長し担い手の育成を図る。 ・市職員により編成された鳥獣被害対策実施隊の活動を推進する。 ・隣接町村と連携しニホンザル等を対象に有害鳥獣広域捕獲の実施を検討する。
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	[獣類] イノシシ・ニホンジカ ニホンザル・アライグマ ヌートリア・ハクビシン アナグマ・タヌキ [鳥類] カラス・ムクドリ・ヒヨドリ ドバト・キジバト	国および京都府の補助事業等、有害鳥獣捕獲に係る奨励金に市単独で上乗せし捕獲の拡大を図る。また、ジビエ利活用推進の観点から、処理加工施設への持ち込み分に関してはさらに上乗せ支援を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
第13次鳥獣保護管理事業計画及び特定鳥獣管理計画を踏まえ、適正な捕獲を実施していく。 近年の被害状況、捕獲実績に基づき下記のとおりとする。 広域柵設置による効率的な捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	300	300	300
ニホンジカ	200	200	200
ニホンザル	150	150	150
アライグマ	200	200	200
ヌートリア	50	50	50
ハクビシン	50	50	50
アナグマ	50	50	50
タヌキ	50	50	50
カラス	500	500	500

ムクドリ	600	600	600
ヒヨドリ	600	600	600
ハト類	1, 200	1, 200	1, 200

※ハト類:ドバト及びキジバトの総計

捕獲等の取組内容
農作物などの被害発生などに対して、被害場所を中心に銃器による捕獲を実施する。 イノシシ、ニホンジカの被害が恒常的に発生する場所に箱ワナ、捕獲檻を設置して捕獲する。また、ニホンザルについては、ICTによる大型檻にて捕獲を行う。 アライグマ、ヌートリア、ハクビシン、アナグマ、タヌキについては、市内全域での捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシ、ニホンジカ等の大型獣に対して、鳥獣被害対策実施隊員の安全確保の観点から確実に止め差しを行うために必要である。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
木津川市全域	既に委譲済み 【獣類】イノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・小型獣類(アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・タヌキ)【鳥類】カラス・ムクドリ・ヒヨドリ・ドバト・キジバト

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル	地域要望や更新等が必要になった場合、整備計画を立てて実施していく。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	侵入防止柵の整備・管理を行っている農区等団体に、適宜補修部		

ニホンジカ ニホンザル	材の提供を行う。
----------------	----------

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

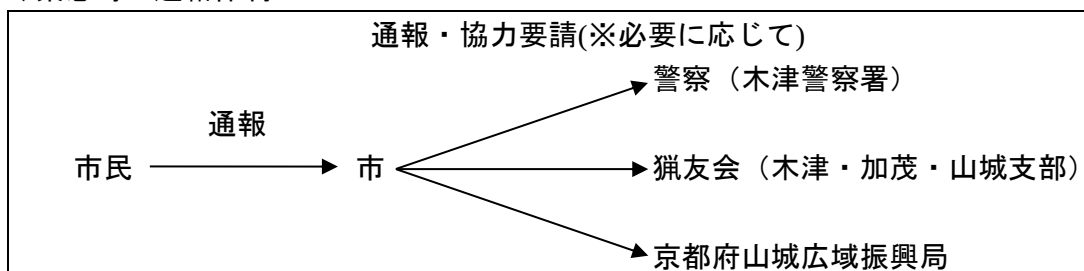
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル 他	集落単位で放任果樹や収穫残渣の除去を地域住民に周知し、耕作地周辺の保全管理等と併せて獣が近寄りにくい集落作りを推進する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
木津川市農政課 (木津川市有害鳥獣対策協議会)	被害状況確認及び住民への注意喚起。 各関係機関へ連絡・協議。
京都府 山城広域振興局	市に対する安全で効率的な捕獲や追い払い活動に対する助言・指導。
京都府警察 木津警察署	被害状況確認及び住民への注意喚起。 住民の安全確保又は追い払い活動。
猟友会 木津・加茂・山城支部	捕獲等の対応が可能な狩猟者の手配等。 捕獲や追い払い活動。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣の処理については、捕獲した者が責任をもって、現地埋設等の適切な処理を行う。また、一部を食用とする。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	市が認定している搬入施設であるジビエ加工処理施設へ搬入し、食肉利用とする。(2施設)
ペットフード	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。
皮革	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での給餌、学術研究等)	他市町の取組等を参考に、有効活用について検討する。

(2) 処理加工施設の取組

可能な範囲で民設民営の既存ジビエ処理加工施設の利活用を図る。
状況をみて、処理施設の設置の検討をしていく。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲・搬入時、市独自に報酬額の上乗せを行っており、捕獲意欲を醸成する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	木津川市有害鳥獣対策協議会
猟友会関係 (3 団体)	被害情報の収集及び調査・事業の推進
農業関係 (J A・農業共済組合)	被害情報の収集及び調査・事業の推進
木津警察生活安全課	被害情報の収集及び調査・事業の推進
鳥獣保護に関する有識者	鳥獣の生息個体数の情報提供
京都府山城広域振興局	鳥獣被害対策の実施及び技術的指導・助言
山城南農業改良普及センター	鳥獣被害対策の実施及び技術的指導・助言
木津川市役所農政課	事務局

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
近畿農政局	鳥獣被害防止総合対策事業
京都やましろ農業協同組合	農作物被害軽減の対策及び協力

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

平成23年度に、鳥獣被害対策実施隊を設置済。現在、市職員（5名）。

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。